＜約款１０条１項、４項関係＞

 　　 当初　変更

現場代理人及び主任技術者等通知書

　　　　　年　　月　　日契約を締結した、　 　　　工事（工期　　年　　月 　日～　　年　　月　　日）について、相馬市工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等(主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐)を下記のとおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。

　(契約権者)

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

 　　　　年　　　月　　　日

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　受注者 住　所

 　　 　　　　　　　　　　　　　 　 　　 氏　名　　　　　　 　　　　　　

記

１　現場代理人（通知日現在、下記工事を除き、他の工事において現場代理人・主任技術者等でないことを報告します。）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　　名 | 権　　　　　　　　　　　　　　　限 |
| （　　年　　月　　日生） |  　１　約款第１０条第２項に規定する権限のすべて ２　上記のうち　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を除く。 |
| 年　　月　　日現在、今回契約を締結した工事の工期内において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事(相馬市発注以外の公共工事、民間工事を含む)は次のとおりです。 |
| 発注者 | 工事番号 | 工期 | 請負額 | 現場代理人等 | 常駐義務緩和 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（注）１　該当する事項の番号を○で囲むこと。

　　　　２　氏名は現場代理人となる者が自署すること。

　　　　３　建設業法上の営業所の専任技術者である者は現場代理人にはなれない。

　　　　４　現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。

　　　　　（他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人になれない場合がある。）

　　　　５　上記に記載した「他の工事」が相馬市発注工事の場合は、この通知書の写しを監督員へ提出すること。

２　主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐

|  |  |
| --- | --- |
| 施　工　形　態 | 技　　術　　者 |
| １　すべて自社施工する。 | 区分 | 氏　　名 | 役 職 | 資格の名称 |
| 主　任技術者 | （ 年 月 日生) |  |  |
| ２　一部下請施工する。 | 区分 | 氏　　名 | 役 職 | 資格の名称 | 資格者証番号 |
| 下請金額区分 | ⅰ　下請総額4,500万円未満 | 主　任技術者 | （ 年 月 日生) |  |  | － |
| ⅱ　下請総額4,500万円以上 | 監　理技術者 | （ 年 月 日生) |  |  |  |
| 監　理技術者補　佐 | （ 年 月 日生) |  |  | － |

　（注）１　「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を○で囲むこと。

　　　　２　下請総額4,500万円は、建築一式工事の場合は、7,000万円となる。

　　　　３　監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。

　　　　４　記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を○で囲むこと。）

 ５　建設業法上の営業所の専任技術者である者は専任の主任技術者等にはなれない。

　　　　６　請負金額が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任の者であること。(この場合、他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者等にはなれない。）

 《監督員確認欄》

|  |  |
| --- | --- |
|  職　　　　　　　氏名　　　  |  職　　　　　　　氏名　　　　  |
|  現場代理人常駐義務発生日(現場着手日) 　　　　年　　　月　　　日 |  主任技術者等の専任義務発生日(工事着手日) 　　　 年　　　月　　　日 |

 ※以下は請負金額が500万円以上の場合は、施工体制点検によるため記入不要。

|  |  |
| --- | --- |
|  職　　　　　　　氏名　　　　　　　　  |  職　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　  |
| 確認月日 | 確　　認　　結　　果 | 確認月日 | 確　　認　　結　　果 |
|  |  現場確認の結果、上記記載事項に相違１　ない　　２　ある |  |  現場確認の結果、上記記載事項に相違１　ない　　２　ある |